

総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の一部改正等について

令和 2 年 2 月 18 日
日本証券業協会

I. 趣旨

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、平成 26 年 3 月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、令和 2 年 7 月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

これを踏まえ、本協会では、令和 2 年 2 月 10 日に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に関し、「有価証券の売買その他の取引等」の定義に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加えるとともに、「特定業務会員」の対象となる業務に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務」を追加すること等を内容とする定款の一部改正を行った。

ついては、当該定款改正に伴い、協会の行う商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務の適切性の確保及び「総合取引所」への円滑な移行に資するため、本協会の自主規制規則等について所要の整備を図ることとする。

II. 骨子

1. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

- (1) 協会が、新たな有価証券等の販売を行うにあたり、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは販売してはならないものに商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。

(第 3 条第 3 項)

- (2) 協会が取引開始基準を定めるとともに、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない取引等に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。

(第 6 条第 1 項第 6 号)

- (3) 協会が、顧客に注意喚起文書を交付しなければならない契約に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。

(第 6 条の 2 第 1 項第 3 号)

- (4) 協会が、確認書を徴求しなければならない顧客に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約を初めて締結しようとする顧客を追加する。

(第 8 条第 1 項)

- (5) 協会の各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに過度になることのないよう常時留意する対象として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約の締結を追加する。

(第 11 条第 1 項)

- (6) 協会が、顧客の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益について総合的な管理を行う対象として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。

(第 11 条第 2 項)

(7) その他所要の整備を図る。

2. 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

- (1) 本規則の適用対象に定款第5条第2号ハに掲げる業務のみを行う特定業務会員（以下「商先会員」という。）を追加する。 (第1条)
- (2) 第2条、第3条及び第5条の規定を、会員が金融商品取引法第2条第8項第16号に規定する寄託された商品に関して発行された証券又は証書の預託を受ける場合に準用する。 (第6条の2)
- (3) 会員が、顧客に対して照合通知書により債権債務の残高について報告しなければならない対象取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。 (第9条第1項第2号ハ)
- (4) 会員が、照合通知書に記載する事項に商品関連市場デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高を追加する。 (第9条第2項第6号)
- (5) 第12条第3項の規定を準用する取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。 (第13条第3項)
- (6) 特別会員が、顧客に対して照合通知書により債権債務の残高について報告しなければならない対象取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。 (第17条第1項第1号ホ)
- (7) 特別会員が、照合通知書に記載する事項に商品関連市場デリバティブ取引に係る委託証拠金及び同代用有価証券の直近残高並びに未決済勘定の直近の残高を追加する。 (第17条第2項第3号、第7号)
- (8) 本規則の第2条、第3条、第5条、第6条の2及び第10条から第14条までの規定（第11条第2項なお書並びに第14条第1項第1号及び同条第2項第2号を除く。）について特定業務会員に準用することとする。 (第19条)
- (9) 特定業務会員が、顧客に対して照合通知書により報告しなければならない取引に、商品関連市場デリバティブ取引を行っている顧客及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る有価証券の残高がある顧客を追加する。 (第20条第1項第2号、第3号)
- (10) 特定業務会員が、照合通知書に記載する事項に商品関連市場デリバティブ取引に係る委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高並びに未決済勘定の直近の残高を追加する。 (第20条第2項第3号、第4号)
- (11) 特定業務会員が、顧客と商品関連市場デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書を取り交わしている場合には、照合通知書への記載を省略できることとする。 (第20条第4項第2号)

3. 「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

- (1) 規則名を「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」に改正する。

- (2) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。 (第1条)
- (3) 自己資本規制比率が120%を下回った場合、会員に対し区分管理に関する状況等の報告を求めることとする。 (第3条第1項第1号)
- (4) 自己資本規制比率が100%を下回った場合、商品顧客区分管理必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告することとする。 (第3条第1項第2号)
- (5) 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合、区分管理に関し、監査規則第4条第2号に規定する特別監査を実施することとする。 (第3条第1項第3号)
- (6) 特別監査において、顧客資産の区分管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、会員に対し当該措置を講ずるよう指示することができることとする。 (第3条第2項)
- (7) 本協会が、上記(3)～(5)の措置を講じたとき又は(6)の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び投資者保護基金(第1項の措置又は第2項の指示を行った会員が金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)附則第4条第1項に規定する特定委託者保護基金の特定会員である場合は、同項に定める特定委託者保護基金を含む。)に報告することとする。 (第3条第5項)
- (8) 商先会員に対し、第3条で規定する分別管理の実効性の確保に関する措置を一部準用する。 (第4条第2項)
- (9) その他所要の整備を図る。

4. 「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」の一部改正について

- (1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。 (第1条)
- (2) その他所要の整備を図る。

5. 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

- (1) 本規則の適用を準用する特定業務会員に商先会員を追加する。 (第14条)

6. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

- (1) 商品関連市場デリバティブ取引の定義規定を新設する。 (第2条第5号の2)
- (2) 従業員の定義に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等及びその付随業務に従事する者を追加する。 (第2条第6号ロ)
- (3) 従業員の禁止行為の対象取引に商品関連市場デリバティブ取引等(商品関連デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。)を追加する。 (第7条)
- (4) その他所要の整備を図る。

7. 「協会の外務員の資格、登録に関する規則」の一部改正について
 - (1) 一種外務員及び特別会員一種外務員が行うことができる外務員の職務に、商品関連市場デリバティブ取引等を追加する。(第2条第2号及び第5号)
 - (2) 一種外務員及び特別会員一種外務員が商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うための要件を追加する。(第4条の3)
 - (3) その他所要の整備を図る。

8. 「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について
 - (1) 商先会員は、特別会員一種外務員資格試験を受験できることとする。(第4条第3号)
 - (2) その他所要の整備を図る。

9. 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について
 - (1) 商品関連市場デリバティブ取引の定義規定を新設する。(第2条第16号)
 - (2) 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員の禁止行為の対象取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。(第24条)
 - (3) 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員の不適切行為の対象取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。(第25条第2号)
 - (4) その他所要の整備を図る。

10. 「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について
 - (1) 特定業務会員の内部管理統括責任者の資格要件として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の内部管理を担当する役員であることを追加する。(第3条第2項)
 - (2) 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者及び内部管理責任者を任命する場合の要件を追加する。(第11条の3、第14条の3)
 - (3) その他所要の整備を図る。

11. 「『協会の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正について
 - (1) 内部管理責任者の配置の特例(非管理職者を配置する場合等)として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者の場合は「協会の内部管理責任者等に関する規則」第14条の3に規定する任命要件を満たしている者であることを追加する。(第6条第1項第1号、第2号)

12. 「協会における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について
 - (1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。(第2条)

13. 「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について
 - (1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。(第2条)

14. 「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について
(1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。 (第1条)
15. 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について
(1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。 (第1条)
16. 「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の制定について
- (1) 目的
- ・ この規則は、商品関連市場デリバティブ取引等に対する本協会の自主規制規則の適用について定める。 (第1条)
- (2) 定義
- ・ この規則において使用する用語の定義は、この規則で特に定めるほか、定款及び定款施行規則の定めるところによることとする。 (第2条)
- (3) 自主規制規則の適用
- ・ 自主規制規則の規定は、以下の(4)適用除外又は(5)読替適用に定めのないものについては、商先会員に適用することとする。 (第3条)
- (4) 適用除外
- ・ 次に掲げる自主規制規則の規定は、この規則の施行日から①～③及び⑦については本協会が別に定める日まで、⑤及び⑥については令和3年3月31日まで、④については金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号イに定める取引残高報告書を顧客に初めて交付する日まで、商先会員のうちこの規則の施行日において商品先物取引法第190条第1項の許可を受けている者（以下「特例商先会員」という。）には、適用しないこととする。 (第4条)
- ① 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第15条及び第15条の2
- ② 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第3条から第7条まで
- ③ 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第19条の規定のうち第2条、第3条、第5条及び第6条の2の準用
- ④ 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第19条の規定のうち第10条から第14条までの読替及び第20条
- ⑤ 「緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」第2条及び第3条
- ⑥ 「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第4条
- ⑦ 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第19条
- (5) 読替適用
- ・ 別表1に掲げる自主規制規則の規定は、協会員が商品関連市場デリバティブ取引等

を行う場合において、この規則の施行日から本協会が別に定める日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用することとする。(第5条第1項)

- ・ 別表2に掲げる自主規制規則の規定は、特例商先会員に対して、この規則の施行日から本協会が別に定める日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。(第5条第2項)

(別表1)

(1) 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の読替規定について

- ・ 協会員は、第5条第2項から第5項の規定にかかわらず、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第14条の3各号に掲げる者を広告審査担当者に任命することができることとする。(第5条)

(2) 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の読替規定について

- ① 外務員のうち、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者を「特例商先外務員」と、また、協会員の計算による商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者を「特例商先外務員(ディーリング限定)」と定義する。(第2条第8号、第9号)
- ② 外務員登録を受けるための要件として特例商先外務員及び特例商先外務員(ディーリング限定)を追加し、これらの資格を取得するための要件を規定する。(第4条第7号、第8号)
- ③ 商品関連市場デリバティブ取引等の職務を行うことができる外務員の範囲に特例商先外務員及び特例商先外務員(ディーリング限定)を追加する。(第4条の3第3号)
- ④ 資格外の外務員の職務を禁止する対象に特例商先外務員及び特例商先外務員(ディーリング限定)を追加する。(第5条)

(3) 「『協会員の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」の読替規定について

- ① 登録原簿の記載事項である外務員の種類に特例商先外務員及び特例商先外務員(ディーリング限定)を追加する。(第3条第2号ハ)
- ② 資格更新研修の特例の適用を受けることができる者に特例商先外務員及び特例商先外務員(ディーリング限定)の認定を受けた者を追加する。(第9条第1号)

(4) 「金融商品仲介業者に関する規則」の読替規定について

- ① 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者における資格外の外務員の職務を禁

止する対象に特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）を追加する。
(第 16 条)

- ② 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員について、資格更新研修の特例の適用を受けることができる者に特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）の認定を受けた者を追加する。
(第 19 条第 2 項第 1 号)

(5) 「協会の内部管理責任者等に関する規則」の読替規定について

- ① 特定業務会員の内部管理統括補助責任者について、令和 2 年 12 月 31 日までに、日本商品先物取引協会が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、認定研修を修了した者にその職務を行わせることができることとする。

(第 6 条第 4 項)

- ② 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の内部管理部门の管理職者について、日本商品先物取引協会が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、認定研修を修了した者に職務を行わせることができることとする。
(第 7 条第 1 項)

- ③ 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者及び内部管理責任者について、日本商品先物取引協会が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、認定研修を修了した者等に職務を行わせることができることとする。

(第 11 条の 3 第 3 号、第 14 条の 3 第 3 号)

(別表 2)

(1) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の読替規定について

- ・ 協会は、商品関連市場デリバティブ取引を行う顧客について、①イ. 氏名又は名称、ロ. 住所又は所在地及び連絡先、ハ. 生年月日、ニ. 職業、ホ. 投資目的、ヘ. 資産の状況、ト. 投資経験の有無、チ. 取引の種類、リ. 顧客となった動機、ヌ. その他各協会員において必要と認める事項、又は、②イ. 氏名又は名称、ロ. 住所又は所在地及び連絡先、ハ. 生年月日、ニ. 職業、ホ. 収入、ヘ. 資産の状況、ト. 投資可能金額、チ. 商品関連市場デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、リ. 商品関連市場デリバティブ取引に係る契約を締結する目的、ヌ. その他各協会員において必要と認める事項のいずれかを記載した顧客カードを作成し、備え付けることとする。
(第 5 条第 1 項)

Ⅲ. 施行の時期

この改正及び「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」は、総合取引所への移行に伴う「定款」の一部改正の施行日（令和 2 年 3 月 1 日）から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

< Ⅱ. 1. ～ 6.、9.、12.、14.、15.、16. 及び 16. 別表 1 「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の読替規定、別表 2 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の読替規定 >

自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

< Ⅱ. 7.、8. 及び 16. 別表 1 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則、「金融商品仲介業者に関する規則」の読替規定 >

資格管理部 (TEL 03-6665-6779)

< Ⅱ. 10.、11. 及び 16. 別表 1 「協会の内部管理責任者等に関する規則」の読替規定 >

規律審査部 (TEL 03-6665-6778)

< Ⅱ. 13. >

規律審査部 個人情報相談室 (TEL 03-6665-6784)

以 上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(通則)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等(有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等、<u>特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等(定款第 3 条第 10 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。)</u>をいう。以下同じ。)の販売(新規の有価証券関連デリバティブ取引等、<u>特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u>を含む。以下同じ。)を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(取引開始基準)</p> <p>第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p><u>6</u> <u>商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u></p> <p><u>7～10</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(注意喚起文書の交付等)</p> <p>第 6 条の 2 協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前 1 年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起</p>	<p>(通則)</p> <p>第 3 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等(有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等<u>及び</u>特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。)の販売(新規の有価証券関連デリバティブ取引等<u>及び</u>特定店頭デリバティブ取引等を含む。以下同じ。)を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(取引開始基準)</p> <p>第 6 条 (同 左)</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>6～9</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(注意喚起文書の交付等)</p> <p>第 6 条の 2 (同 左)</p>

新	旧
<p>文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第15条第2項第2号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p><u>3 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u></p> <p><u>4・5</u> (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>4 注意喚起文書を交付した日(この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。)から1年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等(第1項第1号及び<u>第3号から第5号までに掲げるもの</u>(第1号に掲げるものにあつては、定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。)に限る。)の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第1項ただし書きの規定を適用する。</p> <p>(顧客からの確認書の徴求)</p> <p>第8条 協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引等、<u>特定店頭デリバティブ取引等若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面(以下「契約締結前交付書面等」という。)に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(信用取引、新株予約権証券取引、新投資口予約権証券及びデリバティブ取引等の節度ある利用)</p>	<p>1・2 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3・4</u> (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 注意喚起文書を交付した日(この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。)から1年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等(第1項第1号、<u>第3号及び第4号に掲げるもの</u>(第1号に掲げるものにあつては、定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。)に限る。)の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第1項ただし書きの規定を適用する。</p> <p>(顧客からの確認書の徴求)</p> <p>第8条 協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは<u>特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面(以下「契約締結前交付書面等」という。)に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。</u></p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(信用取引、新株予約権証券取引、新投資口予約権証券及びデリバティブ取引等の節度ある利用)</p>

新	旧
<p>第11条 協会員は、信用取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等、<u>特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u>の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。</p> <p>2 協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等、<u>特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等</u>の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>第11条 協会員は、信用取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等<u>及び特定店頭デリバティブ取引等</u>の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。</p> <p>2 協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等<u>及び特定店頭デリバティブ取引等</u>の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。</p>

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 2 の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るものに限り、特定業務会員にあっては、<u>特定業務（定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務をいう。以下同じ。）</u>に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 保護預り契約</p> <p>(有価証券以外への準用) 第 6 条の 2 <u>第 2 条、第 3 条及び第 5 条の規定は、会員が金商法第 2 条第 8 項第 16 号に規定する寄託された商品に関して発行された証券又は証書の預託を受ける場合について、それぞれ準用する。この場合、「有価証券」は「金商法第 2 条第 8 項第 16 号に規定する寄託された商品に関して発行された証券又は証書」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 照合通知書及び契約締結時交付書面</p> <p>(照合通知書による報告) 第 9 条 会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 98 条第 1 項第 3</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 2 の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るものに限り、特定業務会員にあっては、<u>特定業務（定款第 5 条第 2 号イ又はロに掲げる業務をいう。以下同じ。）</u>に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 保護預り契約</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 照合通知書及び契約締結時交付書面</p> <p>(照合通知書による報告) 第 9 条 (同 左)</p>

新	旧
号イに規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。	
1 （ 現行どおり ）	1 （ 省 略 ）
2 以下に掲げる取引のある顧客 イ・ロ （ 現行どおり ）	2 （ 同 左 ） イ・ロ （ 省 略 ）
ハ <u>商品関連市場デリバティブ取引</u> （金商法第2条8項1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）	（ 新 設 ）
1年に2回以上	（ 同 左 ）
3 （ 現行どおり ）	3 （ 省 略 ）
2 前項に規定する照合通知書には、次の各号に掲げる事項（MMF又は中期国債ファンド等のキャッシングに係るものを除く。）を記載するものとする。	2 （ 同 左 ）
1～5 （ 現行どおり ）	1～5 （ 省 略 ）
6 <u>有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引</u> に係る未決済勘定の直近の残高	6 <u>有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引</u> に係る未決済勘定の直近の残高
3～5 （ 現行どおり ）	3～5 （ 省 略 ）
（契約締結時交付書面による報告）	（契約締結時交付書面による報告）
第13条 （ 現行どおり ）	第13条 （ 省 略 ）
2 （ 現行どおり ）	2 （ 省 略 ）
3 前条第3項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引及び <u>商品関連市場デリバティブ取引</u> に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。	3 前条第3項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。
第 6 章 特別会員	第 6 章 特別会員
（特別会員に対する準用）	（特別会員に対する準用）
第16条 第2条から <u>第6条の2</u> まで、第8条第1項及び第10条から第15条までの規定（第11条第2項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第2条中「有価証券」とあるのは「登録金融機関業務に係る有価証券」と、第3条	第16条 第2条から <u>第6条</u> まで、第8条第1項及び第10条から第15条までの規定（第11条第2項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第2条中「有価証券」とあるのは「登録金融機関業務に係る有価証券」と、第3条中「保

新	旧
<p>中「保護預り約款」とあるのは「登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第10条中「前条」とあるのは「第17条」と、第11条中「営業所又は事務所」とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所又は事務所」と、第12条中「第9条」とあるのは「第17条」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」と、第14条中「第9条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、「第9条第5項第2号」とあるのは「第17条第6項第2号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(照合通知書による報告) 第17条 特別会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付し又は通帳方式により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は当該通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p> <p>1 以下に掲げる取引のある顧客 イ～ニ (現行どおり) ホ <u>商品関連市場デリバティブ取引</u> 1年に2回以上</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>2 前項に規定する照合通知書には、登録金融機関業務に係る次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>有価証券関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引</u>の委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高</p> <p>4～6 (現行どおり)</p> <p>7 選択権付債券売買取引、有価証券関連市場デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引、<u>特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引</u>に係る未決済勘定の直近の残高</p> <p>3～6 (現行どおり)</p>	<p>護預り約款」とあるのは「登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第10条中「前条」とあるのは「第17条」と、第11条中「営業所又は事務所」とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所又は事務所」と、第12条中「第9条」とあるのは「第17条」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」と、第14条中「第9条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、「第9条第5項第2号」とあるのは「第17条第6項第2号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(照合通知書による報告) 第17条 (同 左)</p> <p>1 (同 左) イ～ニ (省 略) (新 設) (同 左)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 有価証券関連市場デリバティブ取引の委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高</p> <p>4～6 (省 略)</p> <p>7 選択権付債券売買取引、有価証券関連市場デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引又は<u>特定店頭デリバティブ取引</u>に係る未決済勘定の直近の残高</p> <p>3～6 (省 略)</p>

新	旧
第 7 章 特定業務会員	第 7 章 特定業務会員
(特定業務会員に対する準用)	(特定業務会員に対する準用)
<p>第 19 条 第 2 条、第 3 条、<u>第 5 条</u>、第 6 条の 2 及び第 10 条から第 14 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書並びに第 14 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 2 号を除く。）は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「特定業務に係る有価証券」と同条第 4 号中「質権者である場合」とあるのは「質権者である場合（<u>定款第 5 条第 2 号イ又はハ</u>に規定する業務のみを行う者に限る）」と、第 10 条中「前条」とあるのは「第 20 条」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「特定業務を行う営業所又は事務所」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 20 条」と、第 14 条中「第 9 条第 1 項」とあるのは「第 20 条第 1 項」と、「第 9 条第 5 項第 2 号」とあるのは「第 20 条第 4 項第 2 号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>第 19 条 第 2 条第 4 号、第 10 条から第 14 条までの規定（第 11 条第 2 項なお書、<u>第 12 条第 2 項</u>並びに第 14 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号及び第 2 号を除く。）は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「有価証券」とあるのは「特定業務に係る有価証券」と同条第 4 号中「質権者である場合」とあるのは「質権者である場合（<u>定款第 5 条第 2 号イ</u>に規定する業務のみを行う者に限る）」と、第 10 条中「前条」とあるのは「第 20 条」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「特定業務を行う営業所又は事務所」と、第 12 条中「第 9 条」とあるのは「第 20 条」と、第 14 条中「第 9 条第 1 項」とあるのは「第 20 条第 1 項」と、「第 9 条第 5 項第 2 号」とあるのは「第 20 条第 4 項第 2 号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
(照合通知書による報告)	(照合通知書による報告)
<p>第 20 条 特定業務会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (現行どおり) 2 特定店頭デリバティブ取引<u>又は商品関連市場デリバティブ取引</u>のある顧客 1 年に 2 回以上 3 定款第 5 条第 2 号イ又はハに掲げる業務に係る有価証券の残高がある顧客（前 2 号に掲げる取引のある顧客を除く。） 1 年に 1 回以上 4 (現行どおり) <p>2 前項に規定する照合通知書には、特定業務に係る次の各号に掲げる事項を記載</p>	<p>第 20 条 (同 左)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (同 左) 2 特定店頭デリバティブ取引のある顧客 1 年に 2 回以上 3 定款第 5 条第 2 号イに掲げる業務に係る有価証券の残高がある顧客（前 2 号に掲げる取引のある顧客を除く。） 1 年に 1 回以上 4 (省 略) <p>2 (同 左)</p>

新	旧
<p>するものとする。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p><u>3 商品関連市場デリバティブ取引に係る委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高</u></p> <p><u>4 特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 特定業務会員は、第2項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 前号に規定する業務のうち特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書(定款第5条第2号イ又はハに規定する業務を行う者がその顧客と取り交わしたものに限る。)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>1・2 (省 略) (新 設)</p> <p><u>3 特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (同 左)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 前号に規定する業務のうち特定店頭デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書(定款第5条第2号イに規定する業務を行う者がその顧客と取り交わしたものに限る。)</p>

「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員及び特定業務会員が行う分別管理（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の 2 の規定による分別管理をいう。以下同じ。）及び区分管理（金商法第 43 条の 2 の 2 の規定による区分管理をいう。以下同じ。）について、分別監査を受ける場合の基準及び手続並びにその他の事項を定めることにより、会員及び特定業務会員における顧客資産の分別管理及び区分管理の適正な実施を確保することを目的とする。</p> <p>(分別管理の実効性の確保等に関する措置)</p> <p>第 3 条 本協会は、会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ相当と判断したときは、その必要の限度において、当該会員に対し、当該各号に定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1 自己資本規制比率が 120%を下回った場合 分別管理及び区分管理に関する状況等の報告を求めること。</p> <p>2 自己資本規制比率が 100%を下回った場合 顧客分別金必要額又は商品顧客区分管理必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。</p> <p>3 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合 分別管理及び区分管理に関し、監査規則第 4 条第 2 号に規定する特別監査を実施すること。</p>	<p>顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、会員及び特定業務会員（<u>定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。</u>以下同じ。）が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、会員及び特定業務会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。</p> <p>(分別管理の実効性の確保に関する措置)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>1 自己資本規制比率が 120%を下回った場合 分別管理に関する状況等の報告を求めること。</p> <p>2 自己資本規制比率が 100%を下回った場合 顧客分別金の必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。</p> <p>3 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合 分別管理に関し、監査規則第 4 条第 2 号に規定する特別監査を実施すること。</p>

新	旧
<p>2 前項第3号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第6条に規定する権限のほか、顧客資産の<u>分別管理及び区分管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。</u></p> <p>3・4 （ 現行どおり ）</p> <p>5 本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び投資者保護基金（<u>第1項の措置又は第2項の指示を行った会員が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第1項に規定する特定委託者保護基金の特定会員である場合は、同項に定める特定委託者保護基金を含む。</u>）に報告する。</p> <p>（特定業務会員に対する準用）</p> <p>第4条 第2条及び第3条の規定（第3条第1項第1号及び第2号を除く。）は、<u>特定業務会員（定款第5条第2号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。）</u>についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第2条中「同条第1項及び第2項」とあるのは「同条第2項」と、第3条第5項中「金融庁及び投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>第3条（同条第4項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第5条第2号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。）について準用する。この場合において、規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>2 前項第3号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第6条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。</p> <p>3・4 （ 同 左 ）</p> <p>5 本協会は、第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び<u>日本投資者保護基金</u>に報告する。</p> <p>（特定業務会員に対する準用）</p> <p>第4条 第2条及び第3条の規定（第3条第1項第1号及び第2号を除く。）は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第2条中「同条第1項及び第2項」とあるのは「第2項」と、第3条第5項中「金融庁及び日本投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」の
一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目的) 第 1 条 この規則は、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機（以下「ATM」という。）を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、ATMを通じた金銭の引出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 35 条第 1 項第 3 号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「ATM引出し」という。）のための機能を有するカード（以下「カード」という。）を発行する会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務を行う者に限る。）（以下「会員等」という。）が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、会員等に対する信頼の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 真正カード 約款等による会員等との契約により顧客に交付されたカードであって、金商法第 28 条第 8 項に定める有価証券関連業及び同法第 35 条第 1 項に定める付随業務に伴い顧客から預かった資産に係る ATM引出しのための機能を有するものをいう。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(契約の締結) 第 3 条 会員等は、カードを顧客（個人である場合に限る。以下同じ。）に交付するときは、次の各号に定める事項を書面により契約しなければならない。</p> <p>1 (現行どおり) 2 次に掲げる事項のいずれにも該当す</p>	<p>(目的) 第 1 条 この規則は、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機（以下「ATM」という。）を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、ATMを通じた金銭の引出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 35 条第 1 項第 3 号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「ATM引出し」という。）のための機能を有するカード（以下「カード」という。）を発行する会員が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、会員をいう。以下同じ。に対する信頼の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第 2 条 (同 左)</p> <p>1 真正カード 約款等による会員との契約により顧客に交付されたカードであって、金商法第 28 条第 8 項に定める有価証券関連業及び同法第 35 条第 1 項に定める付随業務に伴い顧客から預かった資産に係る ATM引出しのための機能を有するものをいう。</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(契約の締結) 第 3 条 会員は、カードを顧客（個人である場合に限る。以下同じ。）に交付するときは、次の各号に定める事項を書面により契約しなければならない。</p> <p>1 (省 略) 2 (同 左)</p>

新	旧
<p>るときは、盗難カードによるATM引出しが行なわれた顧客に対して、当該ATM引出しによって引き出された金銭に相当する金額の補償を行うこと。</p> <p>イ 当該顧客が当該盗難に気付いてから、速やかに会員等への通知が行われていること。</p> <p>ロ 会員等の調査に対し、当該顧客より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること。</p> <p>ハ 当該顧客が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、会員等に対し示していること。</p> <p>2 会員等は、前項第1号に定める偽造カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。</p> <p>1 当該顧客の故意により当該ATM引出しが行われたことを当該会員等が証明した場合</p> <p>2 会員等が当該ATM引出しについて善意でかつ過失がないこと及び当該顧客の重大な過失により当該ATM引出しが行われたことを当該会員等が証明した場合</p> <p>3 会員等は、第1項第2号に定める盗難カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。</p> <p>1 当該顧客の故意により当該ATM引出しが行われたことを当該会員等が証明した場合</p> <p>2 当該会員等が当該ATM引出しについて善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当することを証明した場合</p> <p>イ・ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 当該顧客が、被害状況に係る当該会員等に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。</p> <p>3 戦争、暴動等による著しい社会秩序</p>	<p>イ 当該顧客が当該盗難に気付いてから、速やかに会員への通知が行われていること。</p> <p>ロ 会員の調査に対し、当該顧客より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること。</p> <p>ハ 当該顧客が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、会員に対し示していること。</p> <p>2 会員は、前項第1号に定める偽造カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。</p> <p>1 当該顧客の故意により当該ATM引出しが行われたことを当該会員が証明した場合</p> <p>2 会員が当該ATM引出しについて善意でかつ過失がないこと及び当該顧客の重大な過失により当該ATM引出しが行われたことを当該会員が証明した場合</p> <p>3 会員は、第1項第2号に定める盗難カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。</p> <p>1 当該顧客の故意により当該ATM引出しが行われたことを当該会員が証明した場合</p> <p>2 当該会員が当該ATM引出しについて善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当することを証明した場合</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ 当該顧客が、被害状況に係る当該会員に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。</p> <p>3 戦争、暴動等による著しい社会秩序</p>

新	旧
<p>の混乱に乘じ、又はこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当該会員等が証明した場合</p> <p>4 第1項第2号イに規定する会員等への通知が、当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたATM引出しが最初に行われた日）から2年を経過する日以後に行われた場合</p> <p>5 当該ATM引出しが、第1項第2号イに規定する会員等への通知がなされた日の30日（当該通知をすることができないやむを得ない事情があることを当該顧客が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日の前に行われていた場合</p> <p>4 会員等は、第1項第2号に定める盗難カードに係る補償について、当該会員等が、当該ATM引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該ATM引出しが当該顧客の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その補償を行わなければならない金額を、当該ATM引出しによって引き出された金銭に相当する金額の4分の3に相当する金額又はそれ以上の金額で会員等が任意に定めた金額とすることを契約において定めることができる。</p> <p>5 会員等は、第1項各号の規定に基づく補償を受けることができるとされる顧客に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払に関する調整条項を契約において定めることができる。</p> <p>1 偽造カード又は盗難カードを用いて行われたATM引出しが弁済又は貸付けの効力を有しない場合に当該顧客が当該会員等に対して有する当該ATM引出しに係る顧客資産の返還請求権</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>（偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なATM引出しの防止のための措置等）</p>	<p>の混乱に乘じ、又はこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当該会員が証明した場合</p> <p>4 第1項第2号イに規定する会員への通知が、当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたATM引出しが最初に行われた日）から2年を経過する日以後に行われた場合</p> <p>5 当該ATM引出しが、第1項第2号イに規定する会員への通知がなされた日の30日（当該通知をすることができないやむを得ない事情があることを当該顧客が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日の前に行われていた場合</p> <p>4 会員は、第1項第2号に定める盗難カードに係る補償について、当該会員が、当該ATM引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該ATM引出しが当該顧客の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その補償を行わなければならない金額を、当該ATM引出しによって引き出された金銭に相当する金額の4分の3に相当する金額又はそれ以上の金額で会員が任意に定めた金額とすることを契約において定めることができる。</p> <p>5 会員は、第1項各号の規定に基づく補償を受けることができるとされる顧客に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払に関する調整条項を契約において定めることができる。</p> <p>1 偽造カード又は盗難カードを用いて行われたATM引出しが弁済又は貸付けの効力を有しない場合に当該顧客が当該会員に対して有する当該ATM引出しに係る顧客資産の返還請求権</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>（偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なATM引出しの防止のための措置等）</p>

新	旧
<p>第4条 会員等は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なATM引出しの発生を防止するため、その業務の実情に応じたシステムの整備及び顧客に対する情報提供等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 会員等は、前項の措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う顧客の負担が過重なものとならないよう配慮するものとする。</p> <p>(取引の状況等の記録、保存等)</p> <p>第5条 会員等は、会員等が定めるところにより、ATM引出しが行われた日、当該ATM引出しによって引き出された金銭の金額及び当該ATM引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合はその金額並びに当該ATM引出しに係るATMの設置者を記録し(当該会員等がATMを設置する場合は、これに加えてATM引出しの状況をビデオテープ、写真その他の記録媒体に記録するものとする。)、それらの物件を保存するものとする。</p> <p>2 会員等は、顧客からその預託した資産に係る偽造カード又は盗難カードによるATM引出しに係る事実を確認するために必要な資料の提供その他の協力を求められたときは、これに誠実に協力するものとする。</p> <p>(顧客に対する配慮)</p> <p>第6条 会員等は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なATM引出しに関し、当該ATM引出しに係る顧客に対して情報の提供その他の協力を求めるに当たっては、当該顧客の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする。</p> <p>(電磁的方法による契約等)</p> <p>第7条 会員等は、第3条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該会員等は、当該書面による契約</p>	<p>第4条 会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なATM引出しの発生を防止するため、その業務の実情に応じたシステムの整備及び顧客に対する情報提供等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 会員は、前項の措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う顧客の負担が過重なものとならないよう配慮するものとする。</p> <p>(取引の状況等の記録、保存等)</p> <p>第5条 会員は、会員が定めるところにより、ATM引出しが行われた日、当該ATM引出しによって引き出された金銭の金額及び当該ATM引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合はその金額並びに当該ATM引出しに係るATMの設置者を記録し(当該会員がATMを設置する場合は、これに加えてATM引出しの状況をビデオテープ、写真その他の記録媒体に記録するものとする。)、それらの物件を保存するものとする。</p> <p>2 会員は、顧客からその預託した資産に係る偽造カード又は盗難カードによるATM引出しに係る事実を確認するために必要な資料の提供その他の協力を求められたときは、これに誠実に協力するものとする。</p> <p>(顧客に対する配慮)</p> <p>第6条 会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なATM引出しに関し、当該ATM引出しに係る顧客に対して情報の提供その他の協力を求めるに当たっては、当該顧客の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする。</p> <p>(電磁的方法による契約等)</p> <p>第7条 会員は、第3条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該会員は、当該書面による契約を行っ</p>

新	旧
<p>を行ったものとみなす。</p> <p>2 前項の定めに基づき契約を行った会員等は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p> <p>(本協会への報告)</p> <p>第8条 本協会は、カードの発行状況及び偽造カード又は盗難カードによる不正引出し被害の状況等を把握するため、会員等に対し、報告を求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>たものとみなす。</p> <p>2 前項の定めに基づき契約を行った会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。</p> <p>(本協会への報告)</p> <p>第8条 本協会は、カードの発行状況及び偽造カード又は盗難カードによる不正引出し被害の状況等を把握するため、会員等に対し、報告を求めることができる。</p>

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(特定業務会員への適用) 第 14 条 本規則（第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号イ又はハに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第 1 条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 7 条第 5 項中「、第 2 項、第 4 項又は次項」とあるのは、「又は第 4 項」と、第 8 条第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「前条第 1 項」と、第 8 条第 2 項中「前条第 4 項、第 5 項又は第 6 項」とあるのは「前条第 4 項又は第 5 項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>(特定業務会員への適用) 第 14 条 本規則（第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号イに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第 1 条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 7 条第 5 項中「、第 2 項、第 4 項又は次項」とあるのは、「又は第 4 項」と、第 8 条第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「前条第 1 項」と、第 8 条第 2 項中「前条第 4 項、第 5 項又は第 6 項」とあるのは「前条第 4 項又は第 5 項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (省 略)</p>

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(定義)	(定義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 (同 左)
1～5 (現行どおり)	1～5 (省 略)
5の2 <u>商品関連市場デリバティブ取引</u>	(新 設)
<u>金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。</u>	
6 従業員 次に掲げる者をいう。	6 (同 左)
イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金商法第29条の2第1項第8号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者	イ 会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第29条の2第1項第8号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。)に勤務する者
ロ 特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務(定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務をいう。以下同じ。)又は特定業務(定款第5条第2号ハに掲げる業務に限る。)に付随する業務に従事する者	ロ 特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務(定款第5条第2号イ又はロに掲げる業務をいう。以下同じ。)に従事する者
ハ・ニ (現行どおり)	ハ・ニ (省 略)
7・8 (現行どおり)	7・8 (省 略)
第 2 章 採 用	第 2 章 採 用
(法令等違反行為を行った従業員への対応等)	(法令等違反行為を行った従業員への対応等)
第3条の2 協会員は、 <u>前条</u> に規定する審査において、採用しようとする者が、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第13条若しくは金融商品仲介業規則第23	第3条の2 協会員は、 <u>第3条</u> に規定する審査において、採用しようとする者が、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「外務員規則」という。)第13条若しくは金融商品仲介業規則第23

新	旧
<p>条若しくは「協会の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者規則」という。）第8条第4項に規定する者であること又はこの規則第12条第1項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定を受けた者であったことが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行うものとする。</p>	<p>条若しくは「協会の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者規則」という。）第8条第4項に規定する者であること又はこの規則第12条第1項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定を受けた者であったことが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 服 務 基 準</p>	<p style="text-align: center;">第3章 服 務 基 準</p>
<p>（禁止行為）</p>	<p>（禁止行為）</p>
<p>第7条 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p>	<p>第7条 (同 左)</p>
<p>1 有価証券の売買その他の取引等（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第16条の5で規定する取引を除く。以下次号及び第3号において同じ。）につき、<u>当該有価証券の売買その他の取引等に係る有価証券、有価証券関連デリバティブ取引（定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）、特定店頭デリバティブ取引（定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は商品関連市場デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）</u>について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引、<u>特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引</u>を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第3号に</p>	<p>1 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第16条の5で規定する取引を除く。以下次号及び第3号において同じ。）、<u>有価証券関連デリバティブ取引（定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は特定店頭デリバティブ取引（定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）</u>につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引<u>又は特定店頭デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）</u>について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引<u>又は特定店頭デリバティブ取引</u>を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第3号において同じ。）に損失が生ずることと</p>

新	旧
<p>において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>3 有価証券の売買その他の取引等につき、有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。</p> <p>4 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引、<u>特定店頭デリバティブ取引</u>又は<u>商品関連市場デリバティブ取引</u>（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引、<u>特定店頭デリバティブ取引</u>又は<u>商品関連市場デリバティブ取引</u>の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。ただし、報酬の一部として所属協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）につい</p>	<p>なり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2 有価証券の売買その他の取引、<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>又は<u>特定店頭デリバティブ取引</u>につき、自己又は第三者が<u>当該有価証券等</u>について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>3 有価証券の売買<u>その他の取引</u>、<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>又は<u>特定店頭デリバティブ取引</u>につき、<u>当該有価証券等</u>について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。</p> <p>4 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引<u>又は特定店頭デリバティブ取引</u>（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引<u>又は特定店頭デリバティブ取引</u>の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。ただし、報酬の一部として所属協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動によ</p>

新	旧
<p>て、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、同条第22項第3号に掲げる取引及び同条第23項に掲げる取引のうち第21項第3号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして所属協会の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (現行どおり)</p> <p>5～7 (現行どおり)</p> <p>8 <u>顧客の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。</u></p> <p>9 (現行どおり)</p> <p>10 <u>自己の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引</u>について顧客の名義又は住所を使用すること。</p> <p>11～27 (現行どおり)</p>	<p>り発生し得る危険を減少させるために行う金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、同条第22項第3号に掲げる取引及び同条第23項に掲げる取引のうち第21項第3号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして所属協会の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>8 <u>顧客の有価証券の売買その他の取引等又はその名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。</u></p> <p>9 (省 略)</p> <p>10 <u>自己の有価証券の売買その他の取引等</u>について顧客の名義又は住所を使用すること。</p> <p>11～27 (省 略)</p>
<p>(不適切行為)</p> <p>第8条 協会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為(以下「不適切行為」という。)を行うことのないように指導及び監督しなければならない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 有価証券の売買その他の取引等において、有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。)若しくは同条第22項第2号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第21項第4号、<u>同条第21項第4号の2</u>若しくは同条第22項第5号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第</p>	<p>(不適切行為)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 有価証券の売買その他の取引等において、有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。)若しくは同条第22項第2号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第21項第4号若しくは同条第22項第5号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第22項第6号に掲げる取</p>

新	旧
<p>22 項第 6 号に掲げる取引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</p> <p>4 (省 略)</p>

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務 (第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等 (定款第 3 条第 7 号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。) に係るもの<u>及び第 4 条の 3 に該当しない者にあつては、商品関連市場デリバティブ取引等 (金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及び定款第 3 条第 10 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。) に係るものを除く。</u>) を行うことができる者をいう。</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>5 特別会員一種外務員 外務員のうち、特別会員においては、登録金融機関業務 (定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。) に係る外務員の職務 (登録金融機関金融商品仲介行為 (金商法第 33 条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為 (同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。) をいう。以下同じ。)、金商法第 33 条の 2 第 1 号に掲げる行為に係るもの、<u>第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るもの及び第 4 条の 3 に該当</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 一種外務員 外務員のうち、外務員の職務 (第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等 (定款第 3 条第 7 号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。) に係るものを除く。) を行うことができる者をいう。</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>5 特別会員一種外務員 外務員のうち、特別会員においては、登録金融機関業務 (定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。) に係る外務員の職務 (登録金融機関金融商品仲介行為 (金商法第 33 条第 2 項第 3 号ハ及び同項第 4 号ロに掲げる行為 (同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。) をいう。以下同じ。)、金商法第 33 条の 2 第 1 号に掲げる行為に係るもの<u>及び第 4 条の 2 に該当しない者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。</u>) を行うこ</p>

新	旧
<p><u>しない者にあつては、商品関連市場デリバティブ取引等に係るものを除く。）を行うことができる者を、特定業務会員のうち、定款第5条第2号イに掲げる業務を行う者においては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を、同号ハに掲げる業務を行う者においては、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</u></p> <p>6～7 （ 現行どおり ）</p> <p>（商品関連市場デリバティブ取引等に係る特例）</p> <p>第4条の3 <u>協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第3条に規定する登録を受けている外務員（金融商品仲介業規則第20条第1項に基づき登録を受けている外務員を含む。）でなければ、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</u></p> <p>1 <u>令和2年7月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者</u></p> <p>2 <u>令和2年6月30日以前に実施した試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者であり、かつ、商品関連市場デリバティブ取引等に係る業務に従事するために行う、当該協会員が実施する本協会が指定する方法による社内研修又は令和2年7月1日以降に本協会が実施する外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を修了した者</u></p> <p>（外務員の職務禁止措置）</p>	<p>とができる者を、特定業務会員<u>（定款第5条第2号イに掲げる業務を行う者に限る。）</u>においては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</p> <p>6～7 （ 省 略 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（外務員の職務禁止措置）</p>

新	旧
<p>第6条 本協会は、「協会の従業員に関する規則」(以下「従業員規則」という。)第11条の規定により審査した結果、外務員(外務員であった者を含む。以下この条において同じ。)が、外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、決定により、当該行為時に所属していた協会員に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置(以下「外務員の職務禁止措置」という。)を講ずる。ただし、本協会がこの規則第11条の規定による処分を行う場合又は従業員規則第12条第1項に基づき不都合行為者として取り扱う場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「金融商品仲介業規則」という。)第29条第1項の規定により次の各号に掲げる期間の外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者(以下「外務員の職務禁止措置者」という。)が、その決定を受けた日から5年以内(以下「措置対象期間」という。)に、当該各号に掲げる場合に該当したときは、前項に規定する外務員の職務禁止措置の期間は5年間とする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 1日以上の期間 再度外務員の職務禁止措置に係る決定を受け、かつ、<u>措置対象期間</u>にさらに外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>(外務員資格更新研修の受講等)</p> <p>第18条 協会員は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日(以下「外務員登録</p>	<p>第6条 (同 左)</p> <p>2 前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「金融商品仲介業規則」という。)第29条第1項の規定により次の各号に掲げる期間の、外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者(以下「外務員の職務禁止措置者」という。)が、その決定を受けた日から5年以内に、当該各号に掲げる場合に該当したときは、前項に規定する外務員の職務禁止措置の期間は5年間とする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 1日以上の期間 再度外務員の職務禁止措置に係る決定を受け、かつ、<u>当該措置期間中</u>にさらに外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>(外務員資格更新研修の受講等)</p> <p>第18条 協会員は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日(以下「外務員登録</p>

新	旧
<p>日」という。)を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に修了するように、<u>資格更新研修</u>を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りではない。</p> <p>2～9 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>日」という。)を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に修了するように、<u>外務員資格更新研修</u>(以下「<u>資格更新研修</u>」という。)を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りではない。</p> <p>2～9 (省 略)</p>

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

令和2年2月18日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(受験資格)</p> <p>第4条 試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定める全ての要件を満たさなければならない。</p> <p>1 一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験</p> <p>イ・ロ (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 特別会員一種外務員資格試験</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 特別会員又は特定業務会員 (定款第5条第2号イ又はハに掲げる業務を行う者に限る。) (以下「特別会員等」という。) が試験を受けさせる必要があると認める者であること。</p> <p><u>4 特別会員二種外務員資格試験</u></p> <p>イ <u>第1号イ及びロの要件を満たす者であること。</u></p> <p>ロ <u>特別会員が試験を受けさせる必要があると認める者であること。</u></p> <p><u>5</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第4条 試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定める全ての要件を満たさなければならない。</p> <p>1 一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 特別会員又は特定業務会員 (定款第5条第2号イに掲げる業務を行う者に限る。) (以下「特別会員等」という。) が試験を受けさせる必要があると認める者であること。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>4</u> (省 略)</p>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 金融商品仲介行為 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 11 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為（同項第 2 号に掲げる行為にあっては、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）<u>第 16 条の 4 第 2 項第 1 号イからハ及び同項第 2 号に掲げる取引に係るものを除く。</u>）をいう。</p> <p>2～15 （ 現行どおり ）</p> <p><u>16 商品関連市場デリバティブ取引</u> <u>金商法第 2 条第 8 項第 1 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。</u></p> <p>第 3 章 個人金融商品仲介業者及び外務員等</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 金融商品仲介行為につき、<u>当該金融商品仲介行為に係る有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引</u>（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、<u>有価証券関連デリバティブ取引</u>又は<u>商品関連市場デリバティブ取引</u>を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 （ 同 左 ）</p> <p>1 金融商品仲介行為 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 11 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為（同項第 2 号に掲げる行為にあっては、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）<u>第 16 条の 4 第 2 項各号に掲げる取引に係るものを除く。</u>）をいう。</p> <p>2～15 （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p> <p>第 3 章 個人金融商品仲介業者及び外務員等</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第 24 条 （ 同 左 ）</p> <p>1 金融商品仲介行為につき、有価証券又は<u>デリバティブ取引</u>（以下この号、次号及び第 3 号において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又は<u>デリバティブ取引</u>を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 3 号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は</p>

新	旧
<p>益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引（定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）、<u>特定店頭デリバティブ取引（定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は商品関連市場デリバティブ取引</u>を行うこと。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p>8 有価証券の売買その他の取引、<u>有価証券関連デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引</u>について、金融商品仲介業に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。</p> <p>9 (現行どおり)</p> <p>10 金融商品仲介行為につき、顧客の有価証券の売買その他の取引、<u>有価証券関連デリバティブ取引、商品関連市場デリバティブ取引</u>又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。</p> <p>11 (現行どおり)</p> <p>12 自己の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、<u>特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引</u>について顧客の名義又は住所を使用すること。</p> <p>13～19 (現行どおり)</p>	<p>補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引（定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）<u>又は特定店頭デリバティブ取引（定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）</u>を行うこと。</p> <p>7 (省 略)</p> <p>8 有価証券の売買その他の取引<u>又は有価証券関連デリバティブ取引</u>について、金融商品仲介業に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。</p> <p>9 (省 略)</p> <p>10 金融商品仲介行為につき、顧客の有価証券の売買その他の取引<u>又は有価証券関連デリバティブ取引又は有価証券の名義書換え</u>について自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。</p> <p>11 (省 略)</p> <p>12 自己の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引<u>又は特定店頭デリバティブ取引</u>について顧客の名義又は住所を使用すること。</p> <p>13～19 (省 略)</p>
<p>(不適切行為) 第25条 協会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる</p>	<p>(不適切行為) 第25条 (同 左)</p>

新	旧
<p>行為（以下次条において「不適切行為」という。）を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1 （ 現行どおり ）</p> <p>2 <u>有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u></p> <p>3 <u>有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。）の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、又は同条第21項第4号若しくは第4号の2に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u></p> <p>4 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>1 （ 省 略 ）</p> <p>2 <u>有価証券又は有価証券関連デリバティブ取引の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u></p> <p>3 <u>有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。）の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第21項第4号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</u></p> <p>4 （ 省 略 ）</p>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(内部管理統括責任者の資格要件) 第 3 条 (現行どおり) 2 特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第 5 条第 2 号イ、ロ及びハに掲げる業務 (以下「特定業務」という。)のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 3～7 (現行どおり)</p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例) 第 11 条の 3 協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。 1 令和 2 年 7 月 1 日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 2 令和 2 年 6 月 30 日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第 4 条の 3 第 2 号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例) 第 14 条の 3 協会員は、第 14 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市</p>	<p>(内部管理統括責任者の資格要件) 第 3 条 (省 略) 2 特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第 5 条第 2 号イ及びロに掲げる業務 (以下「特定業務」という。)のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 3～7 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部 管理責任者に任命してはならない。</u></p> <p>1 <u>令和2年7月1日以降に実施した会 員内部管理責任者資格試験又は特別会 員内部管理責任者資格試験の合格者</u></p> <p>2 <u>令和2年6月30日以前に実施した会 員内部管理責任者資格試験又は特別会 員内部管理責任者資格試験の合格者で あり、かつ、外務員規則第4条の3第 2号に規定する社内研修又は資格更新 研修を修了した者</u></p> <p>(協会の内部管理統括補助責任者、営業 責任者及び内部管理責任者の配置に関す る特例)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあつては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、<u>第11条の3</u>、第14条第2項から第4項まで、<u>第14条の2又は第14条の3</u>の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験））の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 協会員は、海外現地法人又は海外親法</p>	<p>(協会の内部管理統括補助責任者、営業 責任者及び内部管理責任者の配置に関す る特例)</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>2 本協会に新たに加入する協会員にあつては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第14条第2項から第4項まで又は第14条の2の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験））の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 協会員は、海外現地法人又は海外親法</p>

新	旧
<p>人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、<u>第11条の3</u>、第14条第2項から第4項まで、<u>第14条の2又は第14条の3</u>の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第14条第2項から第4項まで<u>又は第14条の2</u>の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。</p>

『協会の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(内部管理責任者の配置の特例) 第 6 条 規則第 13 条第 2 項に規定する細則に定める者は次のとおりとする。</p> <p>1 特定の営業単位を担当する独立した内部管理部門における内部管理業務が適切に遂行されている場合において、当該内部管理部門の者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の 2 の特例要件を満たしている者、<u>商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の 3 の特例要件を満たしている者</u>）</p> <p>2 協会の従業員の数及び管理職者の構成等の実態からみてやむを得ない場合において、内部管理統括補助責任者、又は、内部管理業務の管理職者でない者のうち内部管理業務の管理職者と同等の内部管理業務経験、知識を有していると当該協会が認める者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の 2 の特例要件を満たしている者、<u>商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の 3 の特例要件を満たしている者</u>）</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>(内部管理責任者の配置の特例) 第 6 条 (同 左)</p> <p>1 特定の営業単位を担当する独立した内部管理部門における内部管理業務が適切に遂行されている場合において、当該内部管理部門の者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の 2 の特例要件を満たしている者）</p> <p>2 協会の従業員の数及び管理職者の構成等の実態からみてやむを得ない場合において、内部管理統括補助責任者、又は、内部管理業務の管理職者でない者のうち内部管理業務の管理職者と同等の内部管理業務経験、知識を有していると当該協会が認める者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の 2 の特例要件を満たしている者）</p> <p>2 (省 略)</p>

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(業務) 第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う<u>定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハ</u>に掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。 1～8 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>(業務) 第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う<u>定款第 5 条第 2 号イ又はロ</u>に掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。 1～8 (省 略)</p>

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について

令和2年2月18日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(苦情処理業務の実施体制) 第2条 個人情報相談室は、会員の定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う<u>定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務</u>並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関する苦情（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和2年3月1日から施行する。</p>	<p>(苦情処理業務の実施体制) 第2条 個人情報相談室は、会員の定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う<u>定款第5条第2号イ又はロに掲げる業務</u>並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関する苦情（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 (省 略)</p>

「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目的) 第 1 条 この規則は、定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（特定業務会員にあつては、<u>定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハ</u>に掲げる業務、特別会員にあつては、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。</p>	<p>(目的) 第 1 条 この規則は、定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（特定業務会員にあつては、<u>特定業務（定款第 5 条第 2 号イ又はロ</u>に掲げる業務をいう。以下同じ。）、特別会員にあつては、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。</p>

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

令和 2 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>（目的） 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う<u>定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハ</u>に掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p style="text-align: center;">2 （ 現 行 ど お り ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>（目的） 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う<u>定款第 5 条第 2 号イ又はロ</u>に掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p style="text-align: center;">2 （ 省 略 ）</p>

新	旧
この改正は、令和2年3月1日から施行する。	

商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則

(令2. 2.18)

(目的)

第1条 この規則は、商品関連市場デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に対する本協会の自主規制規則の適用について定める。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、この規則で特に定めるほか、定款及び定款施行規則の定めるところによる。

(自主規制規則の適用)

第3条 自主規制規則の規定は、次条又は第5条に定めのない限り、商品関連デリバティブ専業特定業務会員（以下「商先会員」という。）に適用する。

(適用除外)

第4条 次の各号に掲げる自主規制規則の規定は、この規則の施行日から当該各号に掲げる日までの間、商先会員のうちこの規則の施行日において商品先物取引法第190条第1項の許可を受けている者（以下「特例商先会員」という。）には、適用しない。

- 1 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第15条及び第15条の2
本協会が別に定める日
- 2 「協会における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第3条から第7条まで
本協会が別に定める日
- 3 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第19条の規定のうち第2条、第3条、第5条及び第6条の2の準用
本協会が別に定める日
- 4 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第19条の規定のうち第10条から第14条までの読替及び第20条
金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第1項第3号イに定める取引残高報告書を顧客に初めて交付する日
- 5 「緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」第2条及び第3条
令和3年3月31日
- 6 「協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第4条
令和3年3月31日
- 7 「協会の内部管理責任者等に関する規則」第19条
本協会が別に定める日

(読替適用)

第5条 別表1に掲げる自主規制規則の規定は、協会が商品関連市場デリバティブ取引等を行う場合において、この規則の施行日から本協会が別に定める日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。

2 別表2に掲げる自主規制規則の規定は、特例商先会員に対して、この規則の施行日から本協会が別に定め

る日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。

付 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

(別表1)

(下線部分は読替え部分)

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
<p>広告等の表示及び景品類の提供に関する規則</p>	<p>(協会の内部審査等)</p> <p>第 5 条 協会は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者(以下「広告審査担当者」という。)を任命し、第 4 条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>2 }</p> <p>2 } (省 略)</p> <p>3 }</p> <p>5 }</p>	<p>(協会の内部審査等)</p> <p>第 5 条 (同 左)</p> <p>1 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>5 }</p> <p><u>6 協会は、前 4 項の規定にかかわらず、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第 5 条第 1 項により読み替えられた「協会の内部管理責任者等に関する規則」第 14 条の 3 各号に掲げる者を広告審査担当者に任命することができる。</u></p>
<p>協会の外務員の資格、登録等に関する規則</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>5 }</p> <p>7 }</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>1 } (同 左)</p> <p>5 }</p> <p>7 }</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>(外務員資格)</p> <p>第 4 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。</p> <p>1 } 5 } (省 略) 6 }</p>	<p>8 <u>特例商先外務員</u> <u>外務員のうち、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</u></p> <p>9 <u>特例商先外務員(ディーリング限定)</u> <u>外務員のうち、協会の計算による商品関連市場デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。</u></p> <p>(外務員資格)</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p>1 } 5 } (同 左) 6 }</p> <p>7 <u>特例商先外務員</u> <u>以下に掲げる要件のすべてを満たす者であつて、協会が必要であると認めて、本協会に対し令和2年12月31日(商品先物取引法上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は日本商品先物取引協会(以下「商先協」という。)規則上の職務禁止の措置を受け、令和2年12月31日までにこれらの措置が解除されない者については、当該措置の解除の日から一月が経過する日)までに認定申請を行い、本協会が認定した者</u></p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
		<p><u>イ 当該申請時において、商先協により付与された商品先物取引法第 200 条第 1 項に規定する外務員の資格を有している者</u></p> <p><u>ロ 当該申請時において、商品関連市場デリバティブ取引等に従事するために、本協会が指定する研修（以下「認定研修」という。）を修了した者</u></p> <p><u>ハ 当該申請時において、「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から 5 年間を経過していない者でない者</u></p> <p><u>8 特例商先外務員（ディーリング限定）</u> <u>以下に掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会が必要であると認めて、本協会に対し令和 2 年 12 月 31 日（商品先物取引法上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は商先協規則上の職務禁止の措置を受け、令和 2 年 12 月 31 日までにこれらの措置が解除されない者については、当該措置の解除の日から一月が経過する日）までに認定申請を行い、本協会が認定した者</u></p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>(商品関連市場デリバティブ取引等に係る特例)</p> <p>第 4 条の 3 協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第 3 条に規定する登録を受けている外務員でなければ、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。</p> <p>1 } (省 略) 2 }</p>	<p><u>イ 当該申請時において、所属する協会の計算による商品市場における取引を行うために必要な知識、経験及び資質を有していることを商先協が認めた者</u></p> <p><u>ロ 当該申請時において、認定研修を修了した者</u></p> <p><u>ハ 当該申請時において、従業員規則第 12 条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から 5 年間を経過していない者でない者</u></p> <p>(商品関連市場デリバティブ取引等に係る特例)</p> <p>第 4 条の 3 (同 左)</p> <p>1 } (同 左) 2 }</p> <p><u>3 第 4 条第 7 号に規定する特例商先外務員資格又は同条第 8 号に規定する特例商先外務員資格(ディーリング限定)の認定を受けた者</u></p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、第 4 条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第 2 条第 2 号から第 7 号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。</p>	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 5 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、第 4 条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第 2 条第 2 号から第 9 号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。</p>
<p>「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則</p>	<p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ } (省 略)</p> <p>ロ }</p> <p>ハ 外務員の種類(規則第 2 条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。)、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>(資格更新研修の特例)</p> <p>第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)第 3 条各号に定める資</p>	<p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>イ } (同 左)</p> <p>ロ }</p> <p>ハ 外務員の種類(規則第 2 条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」、「特別会員四種外務員」、「特例商先外務員」又は「特例商先外務員(デューリング限定)」の別をいう。)、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日</p> <p>(資格更新研修の特例)</p> <p>第 9 条 (同 左)</p> <p>1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)第 3 条各号に定める資</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>格試験に合格した者</p> <p>2 } 5 } (省 略)</p>	<p>格試験に合格した者又は第4条第7号に規定する特例商先外務員資格若しくは同条第8号に規定する特例商先外務員資格（ディーリング限定）の資格の認定を受けた者</p> <p>2 } 5 } (同 左)</p>
<p>金融商品仲介業者に関する規則</p>	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 16 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第4条第1号から第3号までのいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則第2条第2号から第4号の区分に従うものとする。</p> <p>(資格更新研修の受講等)</p> <p>第 19 条 協会員は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員について、次の各号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に修了するように、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。</p> <p>1 外務員登録を受けた日後180日以内</p> <p>2 外務員登録を受けた日から5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内</p>	<p>(資格外の外務員の職務の禁止)</p> <p>第 16 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第4条第1号から第3号まで及び同規則第4条第7号のいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>2 前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則第2条第2号から第4号及び同規則第2条第8号の区分に従うものとする。</p> <p>(資格更新研修の受講等)</p> <p>第 19 条 (同 左)</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</p> <p>1 受講義務期間の初日前2年以内に試験規則第3条各号に掲げる資格試験に合格した者又は資格更新研修を修了した者</p> <p>2 } (省 略)</p> <p>3 }</p> <p>3 } (省 略)</p> <p>5 }</p> <p>10 }</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>1 受講義務期間の初日前2年以内に試験規則第3条各号に掲げる資格試験に合格した者、<u>外務員規則第4条第7号に規定する特例商先外務員資格若しくは同条第8号に規定する特例商先外務員資格(ディーリング限定)の認定を受けた者</u>又は資格更新研修を修了した者</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>5 }</p> <p>10 }</p>
<p>協会の内部管理責任者等に関する規則</p>	<p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</p> <p>第6条 内部管理統括責任者は、第4条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部门の役員又は部長若しくは室長等の責任者(所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。)を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。</p> <p>2 } (省 略)</p> <p>3 }</p> <p>4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせ</p>	<p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせ</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>てはならない。</p> <p>5 } 5 } (省 略) 9 }</p> <p>(内部管理部門の管理職者等の資格取得) 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。</p>	<p>てはならない。ただし、令和2年12月31日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に係る内部管理統括補助責任者の職務を行わせる場合はこの限りではない。</p> <p>5 } 5 } (同 左) 9 }</p> <p>(内部管理部門の管理職者等の資格取得) 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、令和2年12月31日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理部</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p data-bbox="395 421 791 450">2 (省 略)</p> <p data-bbox="395 517 858 595">(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</p> <p data-bbox="395 613 858 887">第 11 条の 3 協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。</p> <p data-bbox="427 904 858 1032">1 令和 2 年 7 月 1 日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p data-bbox="427 1050 858 1420">2 令和 2 年 6 月 30 日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第 4 条の 3 第 2 号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p data-bbox="395 1827 858 1906">(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</p> <p data-bbox="395 1924 858 2002">第 14 条の 3 協会員は、第 14 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件の</p>	<p data-bbox="906 322 1353 400"><u>門の管理職者の職務を行わせる場合はこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="890 421 1286 450">2 (同 左)</p> <p data-bbox="890 517 1353 595">(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</p> <p data-bbox="890 613 1353 887">第 11 条の 3 協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第 3 条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。</p> <p data-bbox="922 904 1353 1032">1 令和 2 年 7 月 1 日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p data-bbox="922 1050 1353 1420">2 令和 2 年 6 月 30 日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第 4 条の 3 第 2 号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p data-bbox="922 1438 1353 1762">3 <u>令和 2 年 12 月 31 日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第 5 条第 1 項により読み替えられた外務員規則第 4 条第 7 号ロに規定する認定研修を修了した者</u></p> <p data-bbox="890 1827 1353 1906">(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)</p> <p data-bbox="890 1924 1353 2002">第 14 条の 3 協会員は、第 14 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件の</p>

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>いずれかを具備している者でなければ、 定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p>	<p>いずれかを具備している者でなければ、 定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。</p> <p>1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</p> <p>2 令和2年6月30日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者</p> <p><u>3 令和2年12月31日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項により読み替えられた外務員規則第4条第7号ロに規定する認定研修を修了した者</u></p>

(別表2)

(下線部分は読替え部分)

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
協会の投資 勧誘、顧客管理 等に関する規 則	<p>(顧客カードの整備)</p> <p>第 5 条 協会員は、<u>有価証券の売買その他</u>の取引等を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下第6条の2、第8条及び第10条において同じ。)について、<u>次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>氏名又は名称</u>2 <u>住所又は所在地及び連絡先</u>3 <u>生年月日(顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。)</u>4 <u>職業</u>5 <u>投資目的</u>6 <u>資産の状況</u>7 <u>投資経験の有無</u>8 <u>取引の種類</u>9 <u>顧客となった動機</u>	<p>(顧客カードの整備)</p> <p>第 5 条 協会員は、<u>商品関連市場デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第8項第1号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。)</u>を行う顧客(特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第53条第1号又は第2号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により、金商業等府令第53条第1号及び第2号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)を除く。以下第6条の2、第8条及び第10条において同じ。)について、<u>第1号に定める事項又は第2号に定める事項のいずれかを記載した顧客カードを作成し、備え付けなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>次に掲げる事項</u><ol style="list-style-type: none">イ 氏名又は名称ロ 住所又は所在地及び連絡先ハ 生年月日(顧客が自然人の場合に限る。以下ニにおいて同じ。)ニ 職業ホ 投資目的ヘ 資産の状況ト 投資経験の有無チ 取引の種類

自主規制規則	規 定	読 替 規 定
	<p>10 <u>その他各協会員において必要と認める事項</u></p>	<p>リ <u>顧客となった動機</u> ヌ <u>その他各協会員において必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>氏名又は名称</u> ロ <u>住所又は所在地及び連絡先</u> ハ <u>生年月日（顧客が自然人の場合に限る。以下ニにおいて同じ。）</u> ニ <u>職業</u> ホ <u>収入</u> ヘ <u>資産の状況</u> ト <u>投資可能資金額</u> チ <u>商品関連市場デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度</u> リ <u>商品関連市場デリバティブ取引に係る契約を締結する目的</u> ヌ <u>その他各協会員が必要と認める事項</u></p>

「総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について（要綱）（案）」に関するパブリックコメントの結果について

令和2年2月18日

日本証券業協会

本協会では、「総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の改正等について（要綱）（案）」につきまして、令和元年11月20日から令和元年12月19日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（3社、12件）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	意見・質問	考え方
1	今般の規則改正は、同様の取引所規則の改正に平仄を合わせたものであることは承知しておりますが、プリンシプルベースへの方向性が言われている中、自主規制規則の制改定を検討するにあたっては、既に布かれている法令・規則等の屋上屋となっていないか、また、協会員に必要な以上の過度な制約を課すことにはならないか等の点に十分ご留意いただきたい。	要綱で示したとおり、今回の改正において商品関連市場デリバティブ取引は他の市場デリバティブ取引と同等の自主規制を發揮することとしています。また、本協会に新たに参入される特定業務会員のほか既存の協会員についても、自主規制規則に特例措置を設ける等、過度な制約なく商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務を遂行できるよう配慮いたしております。
2	協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条 『顧客カードの整備等』の項目において日本商品先物取引協会の規則に基づき顧客カードを整備している場合には、本規則に基づく態勢整備を行っているとして認められることから、当分の間、読み替え規定を設けるとのことだが、商先法に基づく商品先物取引を行わずに金商法に基づく商品関連市場デリバティブ取引のみを行っている／行おうとしている顧客については、同会の規則に基づく顧客カードを整備していないことから、貴会の規則に沿った顧客カード作成すれば足りることを確認したい。	ご理解のとおりです。 なお、同条第10号では「その他各協会員において必要と認める事項」を顧客カードの要件としていますので、自社が行なおうとする取引に関して必要と考える事項を設けることも可能であることを申し添えます。

項番	意見・質問	考え方
3	<p>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2第1項但書き</p> <p>「ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起文書を交付している場合」に適用除外となるが、これは同項各号に掲げる取引類型ごとに1年以内か否かを判定するという事によいか。</p>	<p>本規定は顧客に対して取引に関する注意を促すものでありますから、原則として取引ごとに交付が必要となり、ご質問の「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第6条の2第1項各号に掲げる取引類型ごと」ではなく、同項に記載の「同種の内容の有価証券等の販売ごと」に判断する必要があります。</p> <p>なお、「同種の内容の有価証券等」は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、一つの目安として契約締結前交付書面における「同種の内容の金融商品取引契約」（金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項第2号）の「同種」の考え方を参考とすることが考えられます。</p>
4	<p>協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第8条第1項</p> <p>「初めて締結しようとするとき」とあるが、これは同項に列挙されている各取引類型ごとの初回の契約締結時という解釈によいか。</p>	<p>確認書は、「当該契約に係る契約締結前交付書面に記載されたリスクや手数料」を顧客が理解されていることを確認するためのものですから、契約締結前交付書面を同一とする取引ごとに徴求すべきと考えられます。</p>
5	<p>顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則第4条</p> <p>準用される第3条第5項において、貴協会が会員及び特定業務会員に対して同条第1項の措置を講じたとき又は第2項の指示を行ったとき、直ちに金融庁及び日本投資者保護基金に報告する旨規定しているが、特定業務会員が平成26年改正金融商品取引法の附則第4条に規定する特定会員であった場合、特定委託者保護基金に報告しなくてよいか。</p>	<p>特定業務会員が平成26年改正金融商品取引法の附則第4条に規定する特定会員であった場合、特定委託者保護基金に対しても報告を行うこととなるよう規定を改正いたします。（「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」第3条及び第4条参照）</p>
6	<p>顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則</p> <p>①商品関連市場デリバティブ取引も行う会</p>	<p>①金融商品取引法第43条の2に基づき、分別管理の対象となる有価証券の範囲について適用されることとなります。</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>員についても、第3条第4項の規定の適用を受けることになるのか。</p> <p>②第2条第1項の分別管理監査を行う公認会計士等との意見交換を行った後、どのような対応を求められることになるのか。</p> <p>③商先会員については、第3条第4項の準用は行うことになるのか。</p> <p>④日証協が特定委託者保護後基金の特定会員に対して第3条第1項の措置または第2項の指示を行った場合、その旨及び措置並びに指示の内容は特定委託者保護基金へも報告がなされるのか。</p>	<p>②個別事例に即して対応がなされるものと理解しています。</p> <p>③第4項について、商先会員への準用はありません。</p> <p>④特定委託者保護基金へも報告を行うよう規定を整備します。</p>
7	<p>協会の内部管理責任者等に関する規則第6条第4項、第7条、第11条の3、第14条の3</p> <p>①これらの改正方針に「本協会が指定する研修を2020年に終了した者に職務を行わせることができることとする。」とあるが、この研修は特例商先外務員資格の要件である貴協会が開催する研修と同一のものか。</p> <p>②また、貴協会の指定する研修は2020年中に終了することを前提としているのか。</p> <p>③商先会員の「内部管理統括補助責任者」「内部管理部門の管理職者等」については、「日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、本協会が指定する研修を2020年中に修了した者」に職務を行わせることができるとされているが、会員の「内部管理統括補助責任者」「内部管理部門の管理職者等」については何らの特例措置もないのか。</p> <p>④第19条について、商先会員が当分の間適用除外となるのは、どのような事項か。</p>	<p>①及び② ご理解のとおりです。</p> <p>③会員を含む協会の商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る「内部管理部門の管理職者」については、2020年中に日本商品先物取引協会の内部管理責任者等資格研修を修了し、本協会が指定する研修を修了することにより職務を行わせることができるよう特例措置を設けました（「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項の規定により読み替えられる「協会の内部管理責任者等に関する規則」第7条第1項）。なお、会員の「内部管理統括補助責任者」については、特例措置を設けません。</p> <p>④本条は、新規加入協会員について、加入日から6か月間に限り、内部管理統括補助責任者に求められる内部管理責任者資格試験の合格者という資格要件を免除し（第1項）、有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、内部管理責任者資格試験の合格者が</p>

項番	意見・質問	考え方
		<p>内部管理統括責任者等として配置されている場合に限って、営業責任者及び内部管理責任者として、外務員試験の合格者等を配置することができる（第2項）などの特例を定めています。しかし、商先会員については、内部管理統括補助責任者等の配置に関して、別途、特例規則を設けるため、本条を適用除外とするものです（「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第5条第1項の規定により読み替えられる「協会の内部管理責任者等に関する規則」第6条第4項、第7条、第11条の3及び第14条の3）。</p>
8	<p>協会の内部管理責任者等に関する規則第11条の3及び第11条の4 試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が追加されるのはいつ頃か。</p>	<p>2020年7月以降を予定しています。</p>
9	<p>協会の従業員に関する規則第7条第4号 協会の従業員の禁止行為として、「いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。」を規定している。 ここに、商品関連市場デリバティブ取引を追加する理由を説明されたい。 なお、金融商品仲介業者に関する規則第24条第6号も同様の趣旨を規定している。</p>	<p>金融商品取引業者の従業員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第12号により、「専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等」を行うことが禁止されています。本協会では、デリバティブ取引は一部の例外を除き「専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等」に該当するおそれが高いものとして、従業員の自己取引を禁止しています。商品関連市場デリバティブ取引についても他の市場デリバティブ取引と区別する特段の理由は見当たらないことから、禁止の対象に加えることとしたものです。</p>
10	<p>協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第4条</p>	<p>協会の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則は、インサイダー取引だけではなく、投機的利益</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>改正方針欄に「態勢整備に時間を要する」とあるが、商品関連市場デリバティブ取引においては、重要事実や法人関係情報の取得に該当する行為が想定されないことから、期限を定めることなく適用を除外することと理解してよいか。</p>	<p>を目的とした取引その他の不公正取引を防止する目的で、社内規則の制定を義務付ける規則であるため、期限を設けて適用除外とします。</p>
11	<p>協会の外務員の資格、登録等に関する規則第4条</p> <p>①商品先物取引法第2条第22項では、国内商品市場取引に関して第1項に「商品市場における取引（商品清算取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為」と規定しており、商品先物取引業者の自己による取引は商品先物取引業の対象となっておらず、同法第200条第1項に規定する外務員の登録を必要とする対象にもなっていない。他方、金商法では、第2条第8項第1号において、商品関連市場デリバティブ取引に係る自己売買は金融商品取引業の対象とされていない一方で、自己による商品関連市場デリバティブ取引については外務員登録が必要な行為と規定されていて（法第64条第1項第3号に基づく施行令第17条の14）、両法の間には「段差」が生じている。このように、商品関連市場デリバティブ取引の自己売買業務に従事する役職員（以下、「ディーラー」という。）が当該業務を行う場合には、金商法上の外務員登録が必要となるが、商品先物取引法上の自己売買業務に関しては外務員登録が必要とされていないことから、商先ディーラーの中には商先外務員登録を受けていない者が相応数存在していることを踏まえると、</p>	<p>①ご意見を踏まえ、協会の計算による商品関連市場デリバティブ取引（以下「ディーリング」という。）の専従者については、ディーリングを行うために必要な知識、経験及び資質を有していると認められる者で、かつ本協会が指定する研修を修了した者に資格を付与し、ディーリングに係る外務員の職務を行うことができるよう、規定を整備します。</p> <p>あわせて、当該規定整備に伴い「協会の従業員に関する規則」第2条第6号ロを改正し、特定業務会員の従業員にディーリングの専従者を含めることとしました。</p> <p>②ご理解のとおりです。</p> <p>③2020年4月中を目途に開始することを予定しています。</p> <p>④特例商先外務員資格については、「本協会が別に定める日」まで有効である旨を規定していますが、現在のところ、特定の期限は想定していません。</p>

項番	意見・質問	考え方
	<p>円滑な市場移管の観点から、既存の商先ディーラーが商品関連市場デリバティブ取引のディーラーとして専従する限りにおいて、一定の要件を充足することを前提に特例商先外務員資格を取得できるよう配慮いただけないか。</p> <p>②改正方針に「特例商先外務員資格付与にあたっては、原則として2020年中に申請を受理した者であることを要件とする。」とあるが、これは貴協会の指定する研修が2020年中に終了することを前提にしているのか。</p> <p>③貴協会が指定する研修の開始時期はいつごろか。</p> <p>④特例商先外務員資格の有効期限はあるのか。</p>	
12	<p>協会員の外務員の資格、登録等に関する規則第4条の3 外務員資格</p> <p>①「本協会が指定する研修」の内容は、いつ頃、どのような形で公表されるのか。</p> <p>②試験の対象範囲に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等が追加されるのはいつ頃か。</p> <p>③「本協会が指定する研修」の受講・修了により商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に従事できることとなった者の当該資格に有効期限はあるのか。</p>	<p>①2020年4月上旬を目途に、商品関連市場デリバティブ取引等に関してシラバス(外務員に求めるべき知識を明確化した文書)を改訂し、外務員必携(外務員として職務を行うにあたって必要な知識を修得するための資料)の追補版を発行する予定です。「本協会が指定する研修」の内容はこれらをベースとすることを想定しており、シラバスの改訂及び外務員必携追補版の発行後、速やかに協会員あて通知することを予定しています。</p> <p>②「試験の対象範囲」は、上記①のシラバスがベースとなり、周知期間を経て2020年7月1日から試験範囲を拡大することを予定しています。</p> <p>③「本協会が指定する研修」を修了し、商品関連市場デリバティブ取引等に従事できることとなった者が保有する一種外務員</p>

項番	意見・質問	考え方
		<p>及び特別会員一種外務員資格に、有効期限の定めはありません。なお、当該研修には社内研修と資格更新研修の2通りがありますが、社内研修の場合には、所属する協会が実施したものに限り有効となりますのでご注意ください。</p>

以 上